石狩市いじめ防止対策組織の設置（案）について

石狩市いじめ問題対策連絡協議会

【目的】いじめの防止等に関する機関や団体との連携を強化し、いじめの防止等の対策を総合的・効果的に進める

【構成】校長、教頭、学識経験者、人権擁護委員、市ＰＴＡ連合会、北海道警察、臨床心理士、ｽｸｰﾙｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ、市関係部局

【協議】・いじめ等の問題の実態把握及び根絶のための方策に関すること
・小中学校等の取組についての協議，情報交換等に関すること
・啓発事業その他必要な事項に関すること

【いじめ防止対策推進法】（抜粋）

■第１４条第１項
→地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

石狩市いじめ問題調査委員会（教育委員会の附属機関）

【目的】いじめ防止のための対策を実効的に行うとともに、いじめの重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う

【構成】弁護士、精神科医、学識経験者、臨床心理士、社会福祉士

【協議】・いじめの防止等のための調査研究等の有効な対策の検討を行うこと
・学校におけるいじめに関する通報又は相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整する等の問題解決を図ること
・学校におけるいじめの事案について、教育委員会が学校からいじめの報告を受け、法第２４条に基づき自ら調査を行う必要がある場合に調査を行うこと
・法第２８条第１項に規定する重大事態が発生した場合において、質問票の使用や、その他の適切な方法による当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査等を行うこと

【いじめ防止対策推進法】（抜粋）

■第１４条第３項
→前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。
■第２８条第１項
→学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。